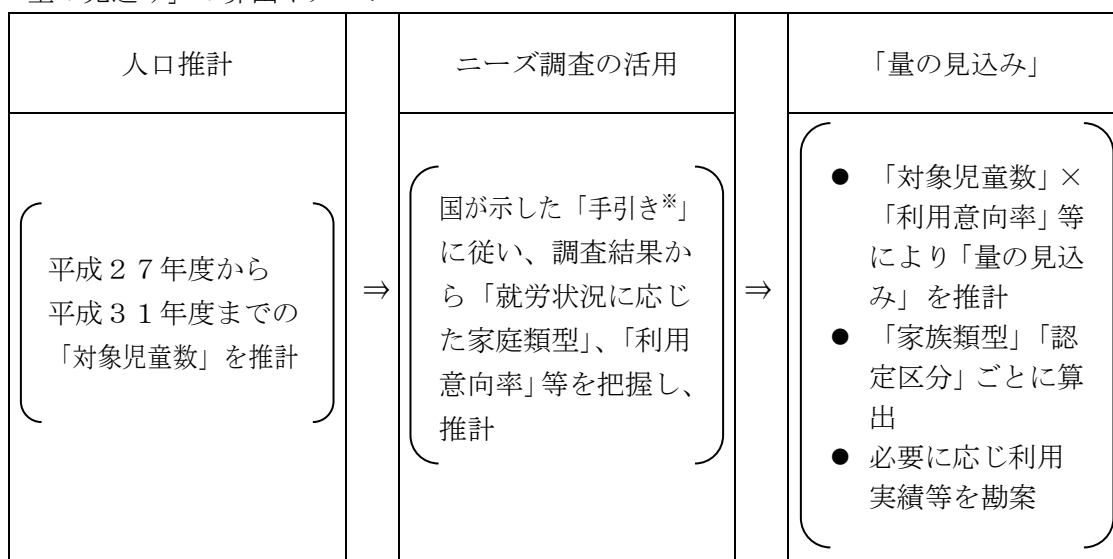


教育・保育の「量の見込み」について

1 教育・保育の「量の見込み」の意義について

- (1) 子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとなっている。
- (2) その計画の中で、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を算出し、これに対する具体的な目標設定として「確保の内容」及び「実施時期」を定めることとされている。
- (3) 今回は、「教育・保育」について「量の見込み」を算出したので、報告するものである。
- (4) 「量の見込み」の算出イメージ



※『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月）

【例】 第五中学校区の平成27年度の1・2歳児の保育所需要（3号需要）

推計人口 557人	⇒	ニーズ調査結果から得た家庭類型ごとの推計				⇒	A×B
		推計人口(A)		利用意向率(B)			
		タイプA	ひとり親	7人	100.0%		
		タイプB	フル×フル	164人	90.9%		
		タイプC	フル×パート	19人	100.0%		
		タイプE	パート×パート	0人	0.0%		
合計		190人		175人			
A×B 合計	⇒	利用実績等を勘案した補正 ※				⇒	量の見込み
175人		「就労していない者による保育所希望」を加算 7人(4%)					182人

⇒第五中学校区の1・2歳児557人に対して必要な保育所の量の見込みは182人である。
(182人÷557人=32.68%)

※ 利用実績の勘案については「5 利用実績等を勘案した補正について」を参照

2 対象児童数の推計について

(1) 推計方法

平成 25 年 3 月末現在の常住人口を基準として、生存率、移動率、出生率などの各条件を踏まえたコーホート要因法を用いて推計を行っている。

(2) 推計結果（市全体の就学前人口）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,460 人	1,418 人	1,390 人	1,315 人	1,328 人
1歳	1,489 人	1,545 人	1,462 人	1,428 人	1,391 人
2歳	1,518 人	1,534 人	1,570 人	1,473 人	1,472 人
3歳	1,580 人	1,560 人	1,546 人	1,579 人	1,512 人
4歳	1,474 人	1,614 人	1,576 人	1,565 人	1,614 人
5歳	1,555 人	1,498 人	1,627 人	1,585 人	1,589 人
合計	9,076 人	9,169 人	9,171 人	8,945 人	8,906 人

※ 実際の推計においては、これを中学校の通学区域ごとに分けて用いている。

3 ニーズ調査の活用方法について

(1) 「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」の概要について

ア 対象

習志野市内で就学前児童を持つ保護者 5,000 人（住民基本台帳から無作為抽出。）

イ 調査の方法

無記名郵送方式

ウ 調査期間

平成 25 年 2 月 7 日～2 月 25 日

エ 配布・回収状況

配布数 (A)	回収数 (B)	量の見込みの算出に有効な回収数 (C)	有効回収率 (C/A)
5,000	2,438	2,272	45.4%

4 「手引き」による「量の見込み」算出について

(1) 認定区分ごとに「量の見込み」を算出する

平成 26 年 1 月 20 日に国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に従って算出を行った。

子ども・子育て支援新制度において、幼稚園・保育所を利用するには、その子どもの保育の必要性について、市町村の認定を受ける必要があり、認定区分は以下の 3 区分である。

量の見込みは、この 3 つの認定区分ごとに算出を行う。

認定区分	定義	
1号認定	短時間児	3～5歳児。学校教育のみの利用（保育の必要性なし）。
2号認定	長時間児	3～5歳児。保育の必要性あり。
3号認定	長時間児	0～2歳児。保育の必要性あり。 ※ 量の見込みの算出に当たっては、0歳児と1・2歳児とで量の見込みを分けて算出することとされている。

(2) 就労状況等に応じた家庭類型に分類して算出する

ア 概要

家庭類型	父母の就労状況	活用上の分類	現在比率 (全市)	潜在比率(※2) (全市)
A	ひとり親家庭	2号、3号認定 長時間児として 利用	3.57%	3.57%
B	フルタイム×フルタイム		25.13%	28.52%
C (※1)	フルタイム×パートタイム (パート就労月120時間以上又 は月48～120時間の一部)		5.46%	6.56%
E (※1)	パートタイム×パートタイム (パート就労月120時間以上又 は月48～120時間の一部)		0.18%	0.13%
C' (※1)	フルタイム×パートタイム (パート就労月48～120時間の 一部又は48時間未満)	1号認定 短時間児として 利用	4.53%	9.64%
D	専業主婦(夫)の家庭		60.61%	51.23%
E' (※1)	パートタイム×パートタイム (パート就労月48～120時間の 一部又は48時間未満)		0.04%	0.09%
F	無業×無業		0.48%	0.26%

※1 パートタイム就労の家庭類型の分類については、イで後述。

※2 家庭類型の分類は、現在の家庭類型比率ではなく、母親の概ね1年以内の就労見込みを含めた潜在の家庭類型比率で分類した。(上記の家庭類型比率は、市全体での比率であり、実際の算出においては、通学区域ごとの潜在家庭類型比率を用いている。)

イ パートタイムの家庭類型の分類について

- 保育必要量を認定する際には、法令の想定する保育標準時間利用の就労時間である「48時間以上120時間未満」をひとつの目安としている。
- 父母のいずれかについて、パートタイム(就労希望を含む)の就労時間が月48時間以上120時間未満に該当する者については、以下の観点からさらに2つに分類している。

家庭類型	意義	分類条件
C、E	保育所等の利用者 又は利用希望者	① 3～5歳：下記③以外の者 ② 0～2歳：現在「保育所等」を利用している者、 及び、現在は利用していないが今後 利用を希望する者
C'、E'	幼稚園の利用者 又は利用希望者	③ 3～5歳：現在「幼稚園」を利用し、「保育所 等」の利用希望がない者 ④ 0～2歳：上記②以外の者

5 利用実績等を勘案した補正について

(1) 3～5歳児の保育需要の取扱いについて

3～5歳児の保育需要について、1・2歳児の保育需要を下回る結果となったことから、現実に即し、3～5歳児の保育需要を1・2歳児の保育需要と同等とした。

(2) 保護者等の疾病・障がい等を理由とする保育需要の取扱いについて

「手引き」による算出では見込まれない「保護者に疾病や障がいがある場合」や、「保護者が同居の親族を介護している場合」、「保護者が出産前後にある場合」などは保育所の入所が認められることから、このような者が申込者に占める割合等を勘案し、「量の見込み」に4%を加算した。

(3) 奏の杜、仲よし幼稚園跡地の入居者分の保育需要の取扱いについて

本市が利用した「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」は、調査時点において、奏の杜への入居が本格的に開始される前のものであった。

そこで、奏の杜の平成25年3月・6月入居者に対するアンケート調査（平成24年12月実施）の結果を踏まえ、平成26年4月の奏の杜地区の申込実績と市全体の申込実績とを勘案して、保育需要を加算した。

仲よし幼稚園跡地の入居者分の保育需要についても、これと同じ取扱いとした。

6 教育・保育の「量の見込み」の算出結果について

(1) 資料2『「子ども・子育て支援事業計画」教育・保育の需要量見込み（第一次案）』を参照

(2) 「保育供給」として記載した数値は、各中学校区に所在する公立保育所（11施設）、私立保育所（4施設）、公立こども園（2施設 長時間児のみ）の年齢ごとの定員数のほか、整備予定のある認可保育所、認定こども園等の年齢ごとの定員数を掲載した。

(3) 「教育供給」として記載した数値は、各中学校区に所在する公立幼稚園（13施設）、私立幼稚園（5施設）、公立こども園（2施設 短時間児のみ）の年齢ごとの定員数のほか、整備予定のある認定こども園等の年齢ごとの定員数を掲載した。